

ATVK施設での忘れ物・落とし物の取扱いについて

当施設での忘れ物・落とし物について、下記のとおり取り扱いしています。

貴重品

※財布、かばん、カギ、携帯電話、運転免許証・身分証明書等、第三者の悪用が懸念されるもの

警察署へ届け出ます。

貴重品以外

拾得から3か月間は、ATVK交流棟で保管します。3か月を経過後、速やかに処分します。

※物品の状態（腐敗等）により、保管期間内であっても処分する場合があります。

※食品等の衛生上保管が困難であるものは原則として即時に処分します。